

高月・西浅井地区農業集落排水処理施設維持管理業務

共 通 仕 様 書

長浜市 北部建設局 北部建設課

高月・西浅井地区農業集落排水処理施設維持管理業務

共通仕様書

(点検施設)

第1条 委託施設の詳細は以下のとおりである。

地区名	処理人口	処理方式	供用開始
馬上	610人	JARUS-IV型	昭和63年 6月
八田部	410	JARUS-IVH型	昭和63年 6月
黒山	160	長時間ばっ気方式	平成 1年 6月
山門・中	470	長時間ばっ気方式	平成 4年 5月
塩津浜	850	JARUS-XII型	平成 6年 5月
岩熊	410	連続流入間欠ばっ気	平成 6年 7月
庄	790	JARUS-XII型	平成 6年11月
山田・小山	300	連続流入間欠ばっ気	平成 7年 8月
塩津北	520	JARUS-XV型	平成10年 4月
塩津中部	1260	JARUS-XV型	平成10年 5月
大浦	2040	JARUS-XV型	平成10年 7月
月出	100	間欠ばっ気+担体付着濾過	平成11年10月
菅浦	580	JARUS-XV型	平成12年 7月
余	570	JARUS-XIVH型	平成13年 7月

(業務範囲)

第2条 農業集落排水処理施設維持管理業務（以下「本業務」という）は、浄化槽法、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、各種法令並びに、JARUS型農業集落排水処理施設維持管理マニュアルと本仕様書に基づいて行うものとする。

(業務の目的)

第3条 本業務については、施設を有効に維持するため処理施設の保守点検を行い、機器と水質について技術的な管理を行わなければならない。

(業務の内容)

第4条 本業務は上記目的のため、以下の事項について行う。

[処理施設]

- (1) 維持管理のための定期巡回は、1週間に1回以上、技術者を派遣する。
- (2) 受託者は管理日報を作成し委託者に報告するとともに、自らも3年間保存しなければならない。
- (3) 故障または異常があった場合は、受注者は適切な応急処置を行うとともに、長時間停電等の緊急時には発電機等を用意するなど、状況に応じて緊急対応を行うものとする。また、異常が見受けられた場合にはすみやかに発注者に報告し、指示を受けなければならない。

[機器の校正]

- (1) 制御型汚泥濃度計、各種計測機器（警報器含む）の調整点検、校正業務を行う。
- (2) 警報テストを夏と冬に各1回行う。

(業務の実施)

第5条 本業務を実施するにあたっては、十分な経験を有した技術者を従事させ、関係法令及び発注者側の指示に従い、善良なる管理者の責において業務を行うものとする。万一、管理上の不注意により発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちにその損害の責を負うものとする。

(修理及び消耗品の交換)

第6条 故障及び異常に伴う修理は、すみやかに対応するとともに、これに要した費用は両者協議の上決定するものとする。

- 2 処理施設の機器並びに各計測機器に必要な消耗品については水質に影響がすぐにあるかなど考慮し必要に応じて支給する。
- 3 消耗品の交換は、原則として定期巡回時に行わなければならない。

[Vベルト・薬品類（市負担）、オイル・グリス・記録紙等（業者負担）]

(水質管理)

第7条 計画放流水の基準を満足できるように的確に機器の調整を行わなければならない。なお、計画放流水質の基準を満足できない場合は受注者の責において水質検査を行うこと。

また、計画放流水質の基準を満足できないことにより、長浜市に損害が生じたときは、受注者に負担を求める場合がある。

(特記事項)

第8条 定期巡回時以外においても、発注者が必要と認める時には立ち会うものとする

(報告書)

第9条 翌月10日までに以下の事項について報告しなければならない。

- (1) 管理日報の写し
 - (2) 薬品使用量
 - (3) 自主検査分析結果表
 - (4) 故障並びに修繕報告書
 - (5) その他必要な報告書（緊急出動報告書、水質改善報告書など）
- 2 翌月の汚泥引き抜き予定箇所及び引き抜き量を当月23日までに報告しなければならない。
 - 3 排水の水質が基準値を超えた場合は、1項の報告書と同時に理由及び改善方法を記した報告書を提出しなければならない。

(除草作業)

第10条 別紙に示した範囲について、年3回、除草を行わなければならない。

2 除草作業は、1回目を6月まで、2回目を7月下旬から8月10日まで、3回目を9月から10月までの期間に行うものとする。

3 除草作業を1回完了するごとに、以下の項目について報告しなければならない。

- (1) 除草面積
- (2) 除草作業実施日
- (3) 作業前、作業中及び作業完了後の写真

(し渣回収作業)

第11条 毎週1回施設の荒目スクリーン及び微細目スクリーンから発生するし渣等を市から指定されたゴミ袋に回収すること。

(内容変更)

第12条 本仕様書内容等に変更が生じた場合には、両者協議するものとする。

水質管理規制値

処理施設名	PH	BOD	COD	SS	T-P	T-N	大腸菌数 CFU/mL
馬上	6.0～8.5	20	20	50	5	20	800
八田部	6.0～8.5	20	20	50	5	20	800
黒山	6.0～8.5	20	20	50	5	20	800
山門中	6.0～8.5	20	20	50	5	20	800
塩津浜	6.0～8.5	20	20	50	1	20	800
岩熊	6.0～8.5	20	20	50	5	20	800
庄	6.0～8.5	20	20	50	5	20	800
山田小山	6.0～8.5	20	20	50	5	20	800
塩津北	6.0～8.5	20	20	50	5	20	800
塩津中部	6.0～8.5	20	20	50	1	20	800
大浦	6.0～8.5	20	20	50	1	20	800
月出	6.0～8.5	20	20	50	1	20	800
余	6.0～8.5	20	20	50	5	20	800
菅浦	6.0～8.5	20	20	50	1	20	800

馬上地区

除草範圍



面積 ①

314 m²

八田部地区 除草範圍



面積 ①+②+③+④ 261 m²

黒山地区

除草範囲



面積 ①+②+③+④

126 m²

山門中地区 除草範圍



面積 ① 260 m²

塩津浜地区 除草範囲



面積 ①+② 112 m²

岩熊地区

除草範圍



面積 ①+② 25 m²

庄地区

除草範囲



面積 ①+② 156 m²

山田小山地区 除草範囲



面積 ① 68 m²

塩津北地区 除草範囲



面積 ①+② 86 m²

塩津中部地区 除草範囲



面積 ①+② 67 m²

塩津中部地区 除草範囲



面積	①	21 m ²
	H30追加	46 m ²
	計	67 m ²

大浦地区

除草範圍



面積 ①+②+③+④ 236 m²

月出地区

除草範囲



面積 ①+② 52 m²

菅浦地区 除草範囲



面積 ①+②+③+④ 53 m²

余地区

除草範圍



面積 ①

81 m²